

占いコンテンツ事業者ガイドライン

一般社団法人日本占いコンテンツ協会

第1. 目的

本ガイドラインは、占いコンテンツ事業者、利用者及び占い師の三者にとって良質な環境を築くことで、占いコンテンツ事業の健全化、適正化、社会的地位の向上を図り、社会貢献につなげることを目的とする。

第2. 対象

本ガイドラインが対象とする占いコンテンツ事業者とは、電話占い、メール占い、チャット占い、占いアプリ、占いポータルサイトその他デジタルコンテンツ、対面式占いの場所の提供、その他これらに類似するサービス（以下、「占いコンテンツ」という。）を提供している会社である。

第3. 指針

1. 占いコンテンツ事業者

占いコンテンツ事業者は占い、占い師、占いコンテンツ利用者の理解に努め、各種法令等を遵守し、本ガイドラインにしたがって健全かつ適正な事業運営を行うよう努めなければならない。

2. 利用者

占いコンテンツ事業者は利用者に対して以下の点に留意しなければならない。

(1) 広告、宣伝、勧誘について

- ① 占いの内容、結果等について利用者が求める情報等が確定的に提供されるものと誤解されるものであってはならない。
- ② 占いを利用しなければならないと誤解されるものであってはならない。
- ③ 利用者の生命、身体、財産等に不安を覚えさせるものであってはならない。
- ④ 上記各号の事態を招き得る行為、その他不適切又は過剰な広告、宣伝、勧誘をしてはならない。

(2) 占いコンテンツの利用について

- ① 利用者が事前に占いコンテンツのサービス内容を理解し、占いコンテンツを利用するか否かを判断するのに必要十分な情報（利用料及び決済システ

ムの明確化、利用手順、占い師のプロフィール等)、利用規約等をわかりやすく明記する。

- ② 占いコンテンツに関する問い合わせ窓口を明記する。
- ③ 取得する個人情報の種類、利用目的などについてプライバシーポリシーを明記し、法令その他ガイドラインに則った個人情報の適正な管理を行う。
- ④ 利用者が占いコンテンツに過度に依存しないよう必要な配慮を行う。

(3) 占いコンテンツの提供について

占いコンテンツの提供にあたり、以下の点に留意しなければならない。

- ① 占い師ではない者による占いサービスの提供を行わない。
- ② 以下の行為を禁止し、予防策を講じる。
 - ・ 通話の引き延ばし、多数回に渡るメールやチャットのやり取りなど不必要かつ不相当な利用料の引き上げにつながる行為。
 - ・ 利用者に対し不安を煽るなど、脅迫・詐欺・恐喝にあたる行為。
 - ・ 利用者の人格、尊厳を傷つける、その他利用者を不快にさせる言動。
 - ・ 不当に高額な物品の販売。
 - ・ 新興宗教への勧誘。
 - ・ 社会通念上不相当な内容の相談、鑑定。
 - ・ その他、利用者の弱みにつけこむ一切の行為

3. 占い師

占いコンテンツ事業者は占い師に対して以下の点に留意しなければならない。

- (1) 占い師の選定。

健全かつ適正な占い師を選定するよう努める
- (2) 報酬基準
占い師に対する報酬については、あらかじめ適正妥当な報酬基準を明示し、占い師の同意を得る。
- (3) 監督
占い師による、個人情報の流出、上記2(3)②記載の禁止事項の違反等が起こらないよう必要な配慮を行う。
- (4) 資質の向上
占い師に対し、個人情報の管理及び守秘の徹底、電話、文章等による利用者とのコミュニケーションにおけるマナー向上に努めさせるなど、資質の向上に必要な配慮を行う。

第4．本協会での情報等の共有

本協会会員は、本ガイドラインの目的が、占いコンテンツ事業者、利用者及び占い師の三者にとって良質な環境を築くことで、占いコンテンツ事業の健全化、適正化、社会的地位の向上を図り、社会貢献につなげるものであることを理解し、本ガイドラインに関連する有益な情報等を本協会にて共有するなど、目的達成に有益な活動に努めるものとする。

以上

2017年12月1日制定